

Point
1

介護・認知症保障は基本保険金額を円で100%最低保証します

- 据置期間中に、基本保険金額を円で100%最低保証した介護認知症保障額が受け取れます。（*）

公的介護保険制度 要介護1以上

認知症と診断確定

（*）介護認知症保障額は、介護認知症年金でのお受取に代えて、一時金でお受取りいただけます。
※死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額については、円での100%最低保証はありません。
※基本保険金額を円で100%最低保証する仕組みにより、最低保証がない場合と比較して積立利率は低くなります。

Point
2

据置期間満了後も、介護・認知症に保障を続けながらそなえることができます

- 終身保険に移行して介護認知症年金を受け取れます（一括受取も可）。

大きな出費に
そなえる

終身保険移行特約

介護認知症年金支払移行特約



介護マンション入居費用に



おうちのリフォーム費用に

Point
3

据置期間満了後も、介護・認知症に年金を受け取りながらそなえることができます

- 年金を受け取りながら介護認知症一時金を受け取れます。 ●年金原資を一括で受け取ることもできます。

定期的⇄一時的な
出費にそなえる

終身年金

介護認知症一時金

大きな出費に
そなえる

年金原資の一括受取

しくみ図
<イメージ>

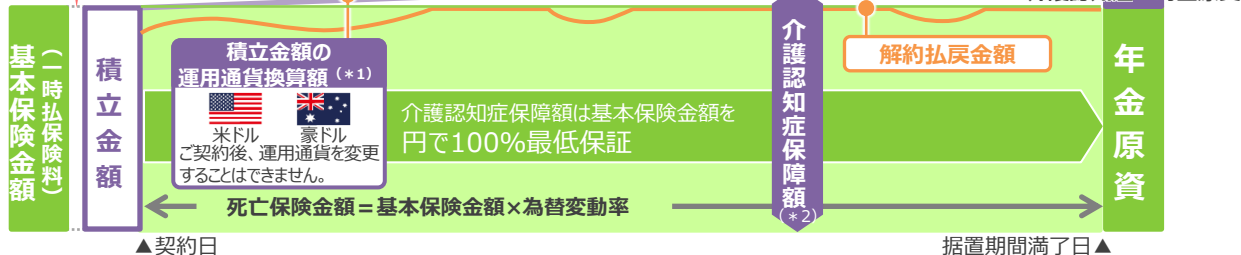
しくみ図<イメージ>は、為替変動率が据置期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。また、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。【例：為替変動率（100%）＝連動日の為替レート（100円）／契約日の為替レート（100円）】

- ✓初期費用なし
- ✓為替手数料なし

据置期間中の死亡保険金や解約払戻金を抑制し、ご契約を継続された方に分配することで、年金原資を大きくします。

年金原資を
大きく介護認知症保障額は
非課税（年金受取を含む）

介護認知症一時金原資



▲契約日

据置期間満了の日▲

据置期間（5年・10年）

（*1）契約日の積立金額を契約日の為替レートで運用通貨に換算し、積立利率を用いて計算された金額となります。

（*2）一時払保険料に積立利率を用いて計算された金額に為替変動率を乗じた金額となります。

主な取扱規程

据置期間	5年	10年
被保険者の契約年齢	60～80歳	60～75歳
基本保険金額	300万円以上、1.5億円以下（1,000円単位）	
運用通貨	米ドル・豪ドル	
年金の種類	保証期間付終身年金（保証期間：10年）、年金原資確保型終身年金	
適用・付加できる主な特約・特約	介護認知症一時金特約、介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、終身保険移行特約、目標値到達時終身保険移行特約、年金支払移行特約（Ⅰ型）、外貨支払特約、新遺族年金支払特約、保険料外貨入金特約	

※保険料外貨入金特約は募集代理店により付加できない場合があります。くわしくは募集代理店の担当者にご確認ください。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

為替レート、解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

商品の概要

主な保障内容	お支払事由		お支払金額		
死亡保険金	被保険者が据置期間中に死亡されたとき		被保険者が死亡された日の基本保険金額に為替変動率を乗じた金額		
介護認知症年金	被保険者が据置期間中に公的介護保険制度の要介護1以上または所定の認知症に該当し、介護認知症年金支払日に生存されているとき		介護認知症年金支払開始日における積立金額に為替変動率を乗じた金額を介護認知症年金原資として計算した介護認知症年金額 ^(*) (ただし、介護認知症年金原資額が基本保険金額を下回る場合は基本保険金額を介護認知症年金原資額とします。)		
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき		年金支払開始日の前日における積立金額に為替変動率を乗じた金額から介護認知症一時金原資額を差し引いた金額を年金原資として計算した年金額 ^(*)		
据置期間	5年または10年	解約払戻金	あり	配当金	なし

(*) 介護認知症年金額または年金額は、ご契約時に定まっております。将来お受取になる介護認知症年金額または年金額は介護認知症年金原資または年金原資および介護認知症年金支払開始日または年金支払開始日における基礎率など（予定利率・予定死亡率など）に基づき計算されます。

⚠️この保険にはリスクがあります。

- 「ファイテン・ワールド2」（介護認知症保障プラン）は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額に反映し、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、介護認知症年金原資額について、為替相場によらず、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険（生命保険）です。
- 死亡保険金額や年金原資額は、対象となる為替レートの変動により、解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、外貨支払特約を付加した場合の外貨で受け取った死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 介護認知症一時金特則を適用した場合、介護認知症一時金のお支払事由に該当される前に、死亡または年金の一括支払により保険契約が消滅した場合は、介護認知症一時金のお支払はありません。また、払戻金はありません。

積立利率について

- 積立利率は積立金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率のことをいいます。
- 積立利率は当社が定める期間における対象となる指標金利の平均値に基づいて毎月2回（1日と16日）設定されます。

為替変動率について

●「ファイテン・ワールド2（介護認知症保障プラン）」は、死亡保険金額、解約払戻金額、年金額、介護認知症一時金額、介護認知症年金額を計算する際には為替変動率を反映します。

為替変動率（％）＝ $\frac{\text{連動日}^{(*)1} \text{の対象となる為替レート}}{\text{契約日}^{(*)2} \text{の対象となる為替レート}} \times 100$

※対象となる為替レートは、T & Dフィナンシャル生命所定の金融機関が公示する各通貨の対顧客電信仲値（TTM）を用います。

(*)1 連動日とは、計算する金額によりつぎの日をいいます。

- 死亡保険金額・・・被保険者が死亡された日
- 解約払戻金額・・・解約・減額日
- 年金額・介護認知症一時金額・・・年金支払開始日の前日
- 主契約による介護認知症年金額・・・介護認知症年金支払開始日
- 介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金額・・・介護認知症年金支払開始日の前日

(*)2 終身保険移行後は、「終身保険移行日の前日」となります。

諸費用について

- 「ファイテン・ワールド2（介護認知症保障プラン）」にかかわる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用
据置期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要費用」、「死亡保険金に関する費用」、「介護認知症の保障に必要な費用」を控除したうえで定めています。したがって、据置期間中に新たにご負担いただく費用はありません。 据置期間中に解約または減額される際には、経過年数に応じたつぎの解約控除率（下表）がかかります。
解約または 減額をした場合	解約または 減額をした場合 に必要な費用	据置期間 5年
		経過年数 1年未満 1年以上2年未満 2年以上3年未満 3年以上4年未満 4年以上5年未満
		解約控除率 3.5% 2.8% 2.1% 1.4% 0.7%
		据置期間 10年
		経過年数 1年未満 1年以上2年未満 2年以上3年未満 3年以上4年未満 4年以上5年未満
		解約控除率 5.0% 4.5% 4.0% 3.5% 3.0%
		経過年数 5年以上6年未満 6年以上7年未満 7年以上8年未満 8年以上9年未満 9年以上10年未満
		解約控除率 2.5% 2.0% 1.5% 1.0% 0.5%
保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合	外貨の取扱 に必要な費用	保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
介護認知症年金支払開始日以後、年金支払開始日以後(年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合を含みます)	年金の支払 管理等に必要な 費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率 ^(*) (*) 年金の支払管理等に必要な費用は、介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年費用をT & Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっていません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

●この資料は商品の概要をご確認いただくための資料です。商品内容の詳細をご確認いただく際には、ご契約時にお渡ししております、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」および「保険証券」などをご覧ください。

●この資料では「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されております「連動通貨」を「運用通貨」として記載しております。

【募集代理店】

【引受保険会社】
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
お客様サービスセンター
☎ 0120-302-572
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)
<https://www.tdf-life.co.jp>